

木造住宅耐震診断費用補助制度

【令和7(2025)年度版】

〇制度の概要

旧耐震基準の住宅（昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅）は、現在の基準に比べて耐震性が低いものが多く、大地震が起こったときに倒壊する危険性があります。

いつ発生してもおかしくない大地震に備え、まずは、お住まいの住宅の耐震性を知ることが大切です。

この制度は、耐震診断費用全額を補助し、お住まいの住宅の耐震性について認識していただくとともに、耐震改修等により住宅の耐震化を図るためのきっかけとしていただくものです。

〇補助対象要件及び補助金の額

耐震診断費補助を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 補助対象となる住宅

- ・市内にある住宅であること（現に居住の用に供する住宅に限る。）。
- ・2階建て以下木造一戸建てであること（併用住宅の場合は住宅部分の床面積が1／2以上であること。）。
- ・在来軸組工法又は枠組壁工法であること。
- ・賃貸を目的としない住宅であること。
- ・昭和56年5月31日以前の基準により建築された住宅であること（昭和56年6月1日以降に過半未満の増築した住宅を含む。）。

※昭和56年5月31日以前に建築した住宅であっても、同年6月1日以降に過半以上の増築をしている場合は、補助対象となりません。

(2) 補助対象者

- ・補助対象住宅を所有している方、又は補助対象住宅に居住している方（法人を除く。）
- ・耐震診断補助金を過去に受けたことがない方
- ・耐震診断士派遣制度による耐震診断を受けたことがない方
- ・国、県及び市（区町村）税を滞納していない方（世帯員全員を含む。）

(3) 補助金の額

耐震診断士派遣制度による耐震診断費用全額

※耐震改修等を検討する場合

○申請方法

この制度を利用する場合は、次の書類を建築指導課に提出してください。

- (1) 耐震診断士派遣申込書(様式第1号)
- (2) 補助対象住宅の所有者を確認できる書類(登記事項証明書、家屋評価証明書、固定資産税の納税通知書等)
- (3) 国税及び県税を滞納していないことを確認できる書類(納税証明書等)

※申請者本人分のみ必要です。

※納税証明書は、国税は税務署（「その3の2」の納税証明書としてください。）、県税は県税事務所で取得できます。

- (4) 市税を滞納していないことを確認できる書類（納税証明書等）

※申請者を含む18歳以上の世帯員全員分が必要です（非課税の方は、非課税証明書を提出してください。）。

※納税証明書は、市役所（本庁、各支所及び出張所）で取得できます。

- (5) 住民票の謄本（世帯全員分）

※続柄が記載されているものとしてください。

- (6) 耐震診断を行う住宅の所在地が分かる案内図
- (7) 建物平面図(対象住宅の図面がある場合に限る。)

【那須塩原市ホームページ】



問合せ先

那須塩原市 建築指導課 指導係

☎ 0287 (62) 7169